

全国一律最賃制度を めぐる情勢と課題



静岡県立大学短期大学部准教授

なかざわ しゅういち
中澤 秀一

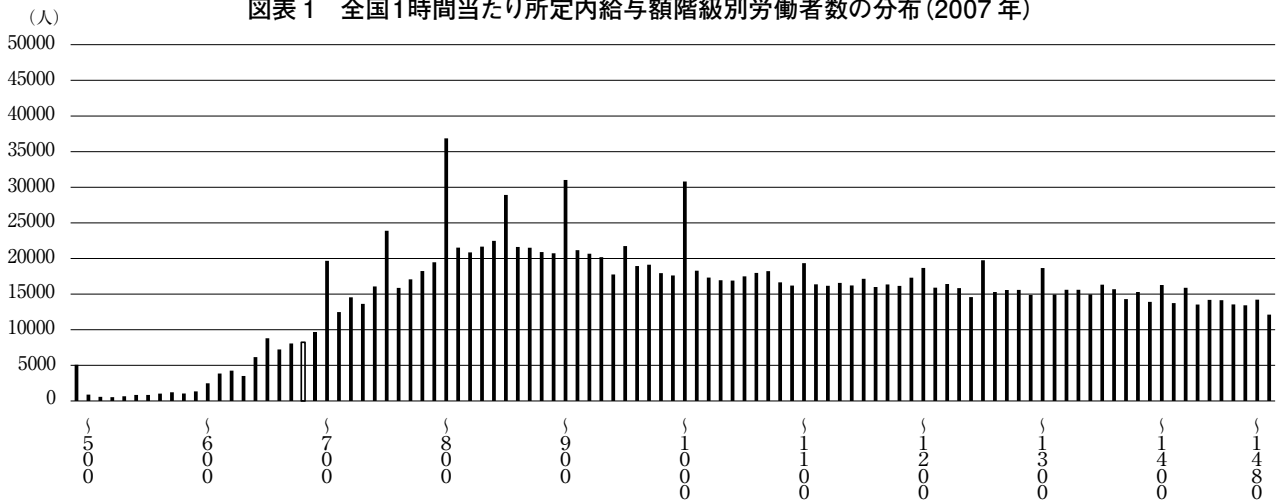
はじめに

最低賃金（最賃）がかつてないほど注目されている。政府が取りまとめた「経済財政運営と改革の基本方針2019（骨太の方針）」の柱の一つに、最賃を「より早期に全国加重平均が1000円になることを目指す」が盛り込まれている。自民党でも、今夏の参院選で公約とともに取りまとめた政策集に、「最低賃金の一律化を検討すること」を明記しようとしていた。また、5月29日、立憲民主党・国民民主党・日本共産党・社会民主党の4野党と社会保障を立て直す国民会議の1会派と市民連合との合意で署名された政策合意書には、13項目のうちの1項目として、「地域間の大きな格差を是正しつつ最低賃金『1500円』を目指し、8時間働けば暮らせる働くルールを実現し、生活を底上げする経済、社会保障政策を確立し、貧困・格差を解消すること」が掲げられている。

最賃が、これほどまでの政治課題となり、選挙の争点となることが、かつてあっただろうか。こ

こまで注目される背景にあるのは、最賃の“立ち位置”の変化である¹⁾。最賃の全国（加重）平均額は、この6年間で125円も増加している。短期間に急速に上昇したことにより、最賃の存在そのものが大きく変化したのだ。図表1は、2007年における1時間当たり所定内給与額階級別労働者数の全国の分布を10円きざみで示したものである。時給換算で500円から1500円未満までに限定されているが、労働者がどの賃金帯で働いているのかをおおよそ把握できる。2007年当時の最賃の加重平均は687円だったのだが、この最賃額の2割増までを「最賃付近で働く労働者」と仮定した場合に、その割合は約12%と推測される。決して少ない割合ではあるが、最賃付近で働く労働者は1割ほどであった。図表2は、図表1と同じ内容を2017年におけるデータで示したものである。この間、最賃額が年々上昇しているのが最賃の位置が右方向に進んでいることは当然であるが、最賃額の2割増（2017年加重平均848円×1.2）までの「最賃付近で働く労働者」が顕著に増えていることが確認できる。その割合は約24%にまで増加していると推測される。「最賃付近で働く労働者」が増えたことは同時に、最賃が「関係のない賃

図表1 全国1時間当たり所定内給与額階級別労働者数の分布(2007年)



(資料) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」 (注) 白抜きの棒グラフは、当時の最賃全国加重平均額687円を含む賃金帯 (円)

金」から「自分たちに身近な賃金かもしれない」へと労働者の意識を変えた可能性がある。ただし、この最賃の“立ち位置”の変化は、「最賃付近で働く労働者」が増えたという量的な変化に過ぎない。依然として、「普通には暮らせぬ」そして「地域ごとに格差付けられた」最賃であることには変わらないのだから。

最賃が、あるべき「身近な賃金」となるためには、こうした問題を克服し、質的にも変化しなければならない。それが、「全国一律」であり、「1500円」である。「全国一律」とは、同じ仕事内容であれば、どこで働いても同じ賃金が支払われることであり、「1500円」とは、男性稼ぎ主モデルに内包された家計補助的な賃金から脱却し、個人として自立できることである。本稿では、全労連の地方組織の協力を得て実施された最低生計費試算調査や全国チェーン店時給調査などの結果をもとに、最賃のあるべき姿について考えるとともに、現在の最賃をめぐる情勢についても解説したい。

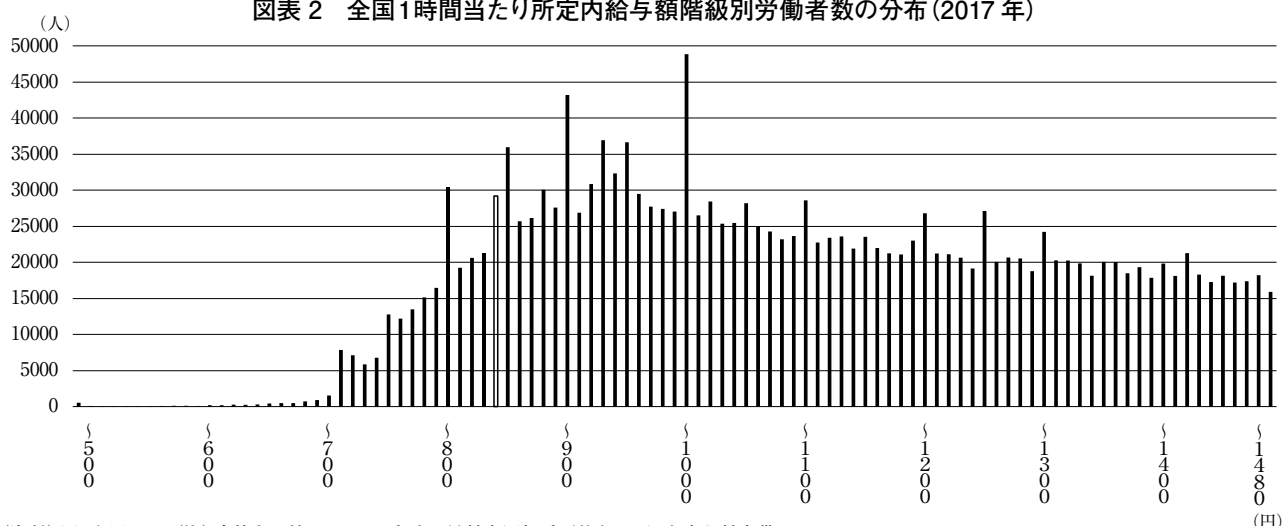
1 理論と実態のミックス —最低生計費試算調査

憲法25条「健康で文化的な最低限度の生活」を実現するために必要な費用とは、いったいいくらなのか。これまで、この費用は生活保護基準に

よって代用されることが多く、働いている者にとっての健康で文化的な生活のために必要な費用は曖昧にされてきた。労働者の賃金には、その賃金によって、衣食住と子の養育、本人と家族の健康を維持し、働き続けられるだけの費用がまかなえるという大原則、生計費原則が存在する。つまり、労働者が稼得する賃金とは、生存ギリギリ・カツカツの水準ではなく、最低限あるべき生活が実現できる水準に達していなければならず、それを保障することが国家の責務なのである。最低生計費試算調査は、曖昧にされてきたあるべき健康で文化的な生活費用を「見える化」したことにその意義がある。

筆者は、労働組合の協力を得て2015年から全国17道府県で最低生計費試算調査を実施している(図表3)。現在集計中のものも含めて、これまでに集めた調査サンプル数は2万件を超えており、そのうち本稿の分析対象となる若年単身世帯(10~30代で一人暮らしをしている者)は約2200件にも及んでいる(図表4)。最低生計費試算調査の手法として、マーケット・バスケット方式(全物量積み上げ方式)を採用している²⁾。健康で文化的な生活を営むために必要な生活用品やサービスの量を、例えば、食費=○円、住宅費=△円、被服費=◎円、教養娯楽費=▲円のように費目ごとに積み上げて、トータルでの生活費を算定するやり方である。かつては、生活保護基準の改定方式として、1948~1960年まで採用されていた。

図表2 全国1時間あたり所定内給与額階級別労働者数の分布(2017年)



当時としては理論生計費のロジックを用いて保護基準を算定したことは画期的であった。積み上げる際に基軸にしたのが、栄養学的見地から必要とする熱量やたんぱく質を満たすような飲食物費であった。ただし、一般国民の最低限ではなく、貧困家庭の最低限（必要な摂取熱量の約9割しか満たせないような飲食物費）を構想していたがために、算出された生計費はけっして高い水準ではなかった。

さて、今回実施している調査では、主に労働組合員を対象としてアンケート調査に回答してもらい、そのデータをもとに地域ごと世帯類型ごとの生活実態も踏まえながら生計費を試算しているので、実態生計費だと勘違いされやすいが、実はそうではない。実態生計費の要素も含まれた生計費試算である。実際に生活を営んでいる対象者の実態に基づいて試算する実態生計費は、「現実」を反映しているのでそれなりの説得力がある反面、調査対象となった集団がギリギリまで切り詰めていけば、試算された生計費は低い水準に留めざるを得なくなる。労働運動として活用するとなると、やはり、あるべき健康で文化的な生活費用を知るために、「これとこれと…を盛り込むべきである」という理念の要素が必要となってくる。

具体的には、①生活実態調査（大まかな生活実態を把握し、生活パターンを決定する基礎資料とする）、②持ち物財調査（ふだん使いしている品目と数量をすべてチェックしてもらい、そこから

必需品を選別する）、③価格調査（持ち物財調査で保有を決定した必需品について市場価格を調べる）、以上の3つの調査を実施しているが、費目ごとに積み上げていくにあたって、いくつかのルールを設けている。

① 原則、所有率7割を超える品目を「必需品」として所有させる：所有率7割を超える品目は、所得や消費支出が減っても、需要の変化が小さいので「必需品」とみなして積み上げに加えている。これは生活保護において所有の可否の判断は、一般世帯との均衡を保つために、普及率7割程度を基準としていることにも由来している³⁾。

② 消費量は下から3割を基準とする：たとえば、スーツやジャケットを10着以上持っている人もいれば、1着も持っていない人もいる。また、昼食をコンビニなどで買う場合、使っている金額が人によってそれぞれ異なる。生計費を積み上げる際には、消費する数量や金額などを定めなければならない。平均的な数量・金額で定めるのではなく、「下から3割」を目安に決めている。平均値や中央値の半分というのは、「許容できる格差」として国際的にも認められているラインである。それに近似するラインとして「下から3割」を基準とした。このこと具体例として、図表5を見ていただきたい。これは、若年単身者が飲み会や会食で1回あたりどれくらいの費用をかけているのかを示した分布図である（山口県調査のデータより）。最も回答が多かった金額は5000円、平均

図表3 最低生計費試算調査若年単身世帯総括表

都道府県名	北海道		青森県	秋田県	岩手県	山形県	宮城県	福島県	埼玉県	新潟県	
自治体名	札幌市		青森市	秋田市	盛岡市	山形市	仙台市	福島市	さいたま市	新潟市	
性別	男性	女性	男性	男性	男性	男性	男性	男性	男性	男性	
最賃ランク	C		D	D	D	D	C	D	A	C	
消費支出	163,805	159,471	162,589	163,216	173,997	166,317	167,016	167,952	173,524	177,018	
食費	39,991	32,310	39,977	40,133	40,083	40,032	40,017	40,703	38,610	39,597	
住居費	32,000	32,000	26,000	29,000	35,000	30,000	30,000	32,000	52,500	38,000	
水道・光熱	10,206	9,933	8,076	8,260	9,024	8,695	8,686	8,715	6,867	11,064	
家具・家事用品	4,071	4,398	3,664	3,479	4,216	3,905	3,821	3,509	4,781	3,765	
被服・履物	5,828	4,431	6,514	6,626	6,501	5,628	7,095	6,225	6,906	6,951	
保健医療	4,558	3,274	2,596	2,596	2,596	2,596	2,596	2,596	3,366	4,188	
交通・通信	16,660	17,438	38,342	35,710	39,697	37,634	38,342	37,028	19,635	40,335	
教養・娯楽	30,068	30,068	17,950	18,093	17,533	17,057	17,126	17,726	20,225	14,970	
その他	20,423	25,619	19,470	19,319	19,347	20,770	19,333	19,450	20,634	18,148	
非消費支出	44,878	44,878	37,294	37,428	37,367	37,367	37,375	37,320	51,055	47,287	
予備費	16,300	15,900	16,200	16,300	17,300	16,600	16,700	16,700	17,300	17,700	
最低生計費 (月額)	税抜	180,105	175,371	178,789	179,516	191,297	182,917	183,716	184,652	190,824	194,718
	税込	224,983	220,249	216,083	216,944	228,664	220,284	221,091	221,972	241,879	242,005
年額(税込)	2,699,796	2,642,988	2,592,996	2,603,328	2,743,968	2,643,408	2,653,092	2,663,664	2,902,548	2,904,060	
月150時間換算	1,500	1,468	1,441	1,446	1,524	1,469	1,474	1,480	1,613	1,613	
173.8時間換算	1,295	1,267	1,243	1,248	1,316	1,267	1,272	1,277	1,392	1,392	
2018年最低賃金額	835		762	762	762	763	798	772	898	803	

(注1) 25歳単身・賃貸ワンルームマンション・アパート(25㎡)に居住という条件で試算 (注2) その他には理美容品費、理美容サービス費、身の回り用品費、交際費、自由裁量費(1ヵ月6,000)

図表4 最低生計費試算調査のサンプル数および回収率

調査地域	サンプル数	回収率	実施年
新潟県	715 (74)	24%	2015
静岡県	1670 (195)	42%	2015
愛知県	999 (217)	25%	2015
北海道	1217 (201)	30%	2016
東北地方	1840 (270)	31%	2016
埼玉県	597 (41)	20%	2016
福岡県	3000 (267)	20%	2017
山口県	2029 (167)	20%	2018
京都府	4745 (412)	11%	2018
鹿児島県	1621 (158)	32%	2018

(注) 括弧内は若年単身世帯数で、東北地方調査には、青森、秋田、岩手、山形、宮城、福島の各県のデータを含む

額は約4600円であった。ただ、積み上げにおいては「下から3割」を選択するので、ここでは3000円を1回の飲み会にかける費用として想定した。

③ 市民・労働者の意見を採り入れる—合意形成会議の開催：マーケット・バスケット方式による生計費試算の最大の弱点は、分析者個人の主観に左右されてしまう点である。この弱点を克服するために、各地で当該世帯類型の方々に集まっても

らい意見を聞き、生計費を積み上げる際の参考としている。たとえば、鹿児島市の若年単身世帯の最低生計費試算においては、鹿児島県で一人暮らしをしている若者が集まり、調査から得られたデータと突き合わせながら、何を積み上げ、何を積み上げから除外していくのか、いわば「生活の棚卸し」を行った。試算過程に加わったことが、労働組合側の強い確信となり、その後の運動の根拠（エビデンス）として活用されている。

2 あるべき健康で文化的な生活とは

最低限という言葉から連想される「最低」に引張られてしまい、生活保護や最賃で想定される「最低限度の生活」とは、どうしても生存ギリギリと見なされてしまう傾向がある。しかし、「最低限度の生活」に「健康」や「文化的」な要

静岡県		愛知県		京都府		山口県		福岡県		鹿児島県	
静岡市		名古屋市		京都市		山口市		福岡市		鹿児島市	
男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
B		A		B		C		C		D	
181,897	180,960	163,083	163,213	178,390	175,640	174,873	175,795	161,660	169,945	176,843	178,056
40,253	34,240	38,457	31,711	44,441	35,347	36,886	29,181	43,686	32,657	39,941	31,445
38,000	38,000	45,000	45,000	41,667	41,667	33,000	33,000	32,000	32,000	34,000	34,000
7,559	6,594	7,510	6,551	7,419	8,434	7,245	11,446	7,722	9,184	8,101	9,636
3,883	4,124	3,480	3,600	3,836	3,922	4,168	4,125	3,697	4,090	3,401	3,779
7,521	4,296	8,426	8,406	5,921	4,247	6,654	5,852	7,108	8,681	5,680	6,733
3,255	4,516	2,186	5,016	1,137	2,733	1,091	2,345	1,168	3,729	1,181	3,768
43,356	43,167	19,062	18,872	18,612	18,612	40,417	40,417	15,613	21,188	39,469	39,469
18,408	22,034	17,745	17,764	27,510	27,531	25,749	24,891	24,739	25,191	21,257	22,302
19,662	23,989	21,217	26,293	27,847	33,147	19,663	24,538	25,927	33,225	23,813	26,924
46,662	46,662	47,562	47,562	49,595	49,595	49,467	49,467	49,776	49,776	43,115	43,115
18,100	18,000	16,300	16,300	17,800	17,500	17,400	17,500	16,100	16,900	17,600	17,800
199,997	198,960	179,383	179,513	196,190	193,140	192,273	193,295	177,760	186,845	194,443	195,856
246,659	245,622	226,945	227,075	245,785	242,735	241,740	242,762	227,536	236,621	237,558	238,971
2,959,908	2,947,464	2,723,340	2,724,900	2,949,420	2,912,820	2,900,880	2,913,144	2,730,432	2,839,452	2,850,696	2,867,652
1,644	1,637	1,513	1,514	1,639	1,618	1,612	1,618	1,517	1,577	1,584	1,593
1,419	1,413	1,306	1,307	1,414	1,397	1,391	1,397	1,309	1,361	1,367	1,375
858		898		882		802		814		761	

円)を含む (注3) 非消費支出=所得税+住民税+社会保険料

素がなければ、人間らしい普通の暮らしとはならないのである。単に、衣食住が満たされるだけでは不十分である。そこには「質」や「人間関係」も保障されていなければならないはずである⁴⁾。最低生計費の試算にあたっては、この「質」や「人間関係」にも十分に配慮している。

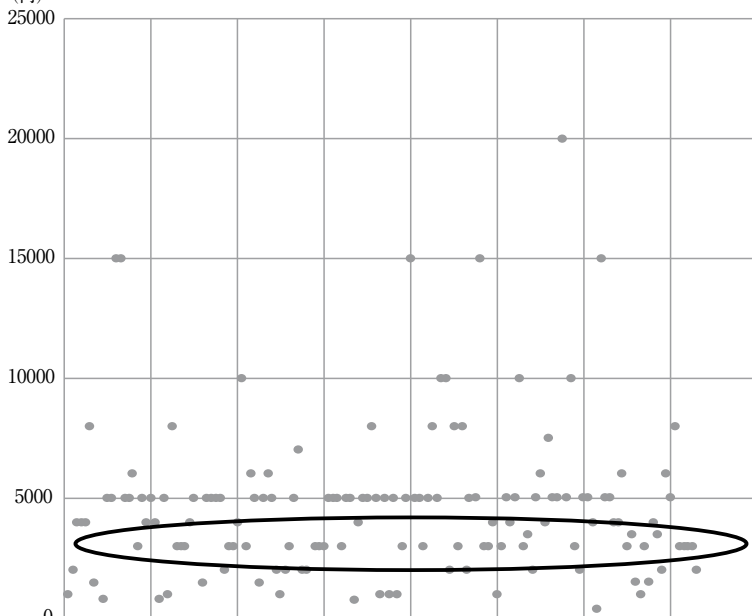
「質」については、食生活であれば、単に必要な摂取熱量を満たすことだけでなく、健康を維持・増進できる身体をつくるための、穀類の「主食」、肉や魚・卵・豆などのおかず「主菜」、野菜・きのこ・海藻などの「副菜」、それに乳製品や果物などを組み合わせたバランスのとれた食事を想定している。図表6は、京都府で実施した調査の食費試算に用いたデータである。総務省「家計調査」の品目分類にもとづいて、京都市における最も年間収入の低い第1五分位階層の100g当たりの消費単価を4つの食品群に分けてそれぞれ推計している。できるだけリーズナブルに、かつバランスのとれた食事にかかる費用はいくらにな

るか、という試算を行っているわけである。

「人間関係」については、人と人とのつながりには「コスト」がかかるとの想定で最低生計費を試算している。困った時に頼れる友人、あるいは恋愛する相手と人間関係を築く際に、まったくお金がかからない人付き合いは想定しにくいだろう。たとえ、家族親戚であっても何かしらお金を媒介しなければ、人間関係を保つのは難しい。したがって、日常の飲み会だけでなく、友人の結婚式にはお祝いを包んで参加するし、職場の忘新年会や歓送迎会にも参加する。また、誕生日のプレゼントやお見舞い、親戚の子どもへのお年玉なども想定した。

仮に、賃金が低いことで、このような「質」や「人間関係」を担保できないのだとしたら、それはまさに、「健康で文化的な最低限度の生活」から、「健康」と「文化」が失われてしまっている状態である。憲法では、ただの「最低限の生活」など想定していないのである。

(円) 図表5 若者の飲み会・会食1回にかかる費用(山口県調査)



(資料) 山口県最低生計費試算調査(2018年)より

3 ワーキング・ペアを生み出す 貧困最賃

これまでの最低生計費試算調査の結果から指摘できる最賃制度の問題は、次の2点に集約できるだろう。

第1の問題点は、貧困最賃とも称されるように、1日8時間週40時間フルタイムで働いたとしても、普通に暮らすことができないほど低額に抑えられていることである。図表3では、25歳の若者が一人暮らしをするための費用が示されているが、税金や社会保険料込みで月額約22～24万円必要であるという結果が出ている(下から5段目)。2019年になり、山口県、京都府、鹿児島県の3府県でそれぞれ最低生計費試算調査の結果を新たに公表したが、これまでの調査結果を否定するものではなく、むしろ補強するものであった。最低生計費試算調査は、積み重ねるほどに確信が強まり、より説得力が生まれている。

その金額を時給換算したものが、下から2段目の173.8時間換算および下から3段目の150時間換算である。ちなみに、前者の173.8時間とは、法定の最長所定内労働時間で、1日8時間週40時間

で、祝日も盆休みも正月もなしに働き続けるという“非現実的”な労働時間である(今年のような10連休は当然関係ない)。これは、後述する最賃審議会の議論で用いられている数字であるので一応提示しておくが、ワーク・ライフ・バランスの観点からすると問題があり、本来であれば年間1800労働時間に相当する、後者の150時間で換算すべきである。

さて、最低生計費試算調査によると、あるべき健康で文化的な生活を送るためには、少なくとも時給は1300円ほど、人

間らしい働き方の観点からすれば、時給1500円以上が必要であるという結果が出ている。現在の最賃の全国加重平均額は874円であるが、仮に1日8時間週40時間、月160時間働いたとしても、約14万円である。これは額面の金額であり、税金や社会保険料などが控除されると、手取りは10万円ほどである。1ヵ月の可処分所得が約10万円とは、国が公表している相対的貧困線とほぼ同じラインであり、働いていても貧困状態に陥るワーキング・ペアである。まさに貧困最賃としか言いようがない。貧困問題を解決するためにも、最賃は1500円にしなければならないのである。

4 生計費を反映していない格差賃金

最低生計費試算調査から指摘できる最賃制度の抱える2つ目の問題点は、47都道府県をA～Dランクに分けて、ランク間に不当とも言える格差がつけられていることである。大都市の都府県(Aランク)は金額が高く、反対に地方(C、Dランク)では低く設定されている。しかも、Aランクは引き上げ額を高く設定し、反対にC、Dランクでは引き上げ額を抑制しているので、A～Dラン

図表6 25歳、男性、身体活動レベルⅡ、4つの栄養群別、必要な食品構成と金額(京都市)

第1群		第2群		第3群		第4群	
乳・乳製品		魚介・肉		野菜・海藻		穀類	
必要量	300 g	必要量	140 g	必要量	350 g	必要量	400 g
金額	82.98 円	金額	271.7 円	金額	183.78 円	金額	205.29 円
卵		豆・豆製品		いも類		砂糖	
必要量	50 g	必要量	80 g	必要量	100 g	必要量	10 g
金額	15.6 円	金額	18.07 円	金額	31.05 円	金額	2.63 円
				果物		油脂	
				必要量	200 g	必要量	30 g
				金額	93.15 円	金額	16.63 円

(資料) 香川明夫監修『食品成分表2018資料編』
(女子栄養大学出版部、2018年)、P76
(注) 推定エネルギー必要量の95%で構成

ク間の格差は毎年拡大している。現在の最高額985円(東京都)と最低額761円(鹿児島県)とでは224円もの格差が存在し、現行のランク制が続けば、今後も格差は広がる一方であろう。このような都道府県別の格差最賃が容認されているのは、大都市は家賃や物価が高く生活費がかかるのに対して、地方では反対に物価が安いので生活費があまりかからないという“常識”がその背景にあったからである。

果たして、生計費は都道府県別で大きく異なるのか。今回の3府県の調査結果も含めて最低生計費試算調査の結果は、この“常識”を否定する。確かに、住居費に関しては、大都市のほうが高い。ところが、交通・通信費は、電車、バスなどの公共交通機関が利用できることで低く抑えることが可能である。それに対して、公共交通機関が発達していない地方都市では、自動車が通勤、買い物、通院、レジャーなどの「生活の足」となっており、まさに必需品である。生計費の積み上げにおいては、自動車は、7年落ちの中古車を購入して、6年間乗り続けるという想定であるが、この「慎ましい」設定であっても、車両代に加えて、ガソリン代、駐車場代、メンテナンス費を含めて月額2万5000～3万円の費用がかかるのである。移動のコストは、生計費を考える上でとても重要となっている。以上の理由から結局、大都市と地方都市との住居費の差は、交通費で相殺されてしまい、全国どこでも生計費が同じ水準になるのである。図表7は、最賃が全国で4番目に高い埼玉県さいたま市(Aランク)と、全国で最低の鹿児島県鹿児島市(Dランク)の結果をピックアップして比較したものである。調査実施年が違うので比較には注意を要するが、消費支出でみると、さいたま市 = 17万3524円に対して、鹿児島市 = 17

図表7 最低賃金4位さいたま市と最下位鹿児島市の最低生計費の比較

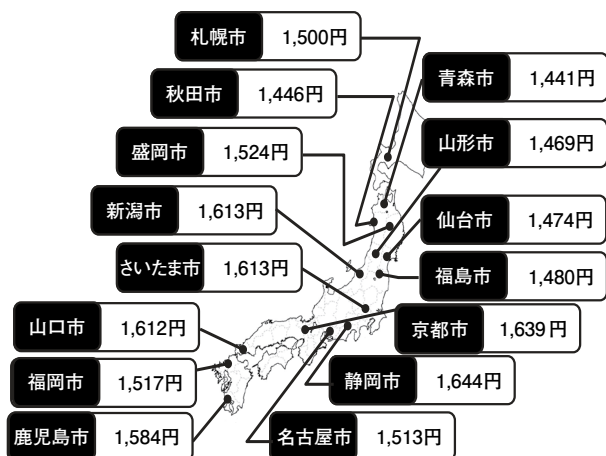
	さいたま市(25歳男性)	鹿児島市(25歳男性)
消費支出	173,524	176,843
食費	38,610	39,941
住居費	52,500	34,000
光熱・水道	6,867	8,101
家具・家事用品	4,781	3,401
被服・履物	6,906	5,680
保健医療	3,366	1,181
交通・通信	19,635	39,469
教養娯楽	20,225	21,257
その他	20,634	23,813
非消費支出	51,055	43,115
予備費	17,300	17,600
最低生計費	190,824	194,443
税込み月額	241,879	237,558
税込み年額	2,902,548	2,850,696
最低賃金額(2018年)	898 円	761 円

(注) さいたま市は2016年、鹿児島市は2018年の最低生計費試算調査結果

万6843円である。最賃の低い鹿児島市のほうがむしろ生計費が高くなっている。もはや、生活費の差を理由に最賃に格差を設けることは、生計費原則の観点からはできないのである。

図表8は、全国15都市ごとに、普通の暮らしに必要な時給を示したものである。「全国どこでも最低生計費1500円程度」であることが一目瞭然である。ただ一見、格差があるように思えるが、現在のところ生計費(税抜)が最も高い静岡市を100としたときに、最も低い福岡市でも88.9である。ほぼ90～100のなかに収まるのが生計費である。これに対して、最賃は、東京の985円 = 100としたときに、鹿児島の761円 = 77.3にまで格差が広がっている。最賃が生計費をまったく反映していないことがわかる。最賃は、全国一律でなければならないのである。

図表 8 全国どこでも変わらない最低生計費



(資料) 図表3より、单身25歳男性の最低生計費(税込)、月150労働時間換算

5 同一労働なのに、同一賃金となっていない現実

格差最賃の問題は、地方に人口流出という深刻な影響を及ぼしている。たとえば、静岡県では人口の社会減が大きな問題となっているが、この要因とされているのが、静岡県と神奈川県との最賃格差である。125円ある最賃格差は、年収にすれば30万円にも達する。静岡県に限らず地方では、格差最賃が、若者が大都市へと移動するきっかけを作っているのは明らかである。

これ以外にも、格差最賃は地方の経済に大きな影響を及ぼしている事例を紹介したい。筆者は、2017年に、求人誌やインターネット求人欄などを利用して全国チェーン店のアルバイト募集時給調査を47都道府県で実施した。調査対象としたのは、コンビニ、ファストフード、ファミリーレストラン、牛丼店、居酒屋、カフェ、衣料、音楽ビデオレンタル、学習塾で全国チェーン展開している店舗である。この調査によると、全国チェーン店で働くアルバイトの募集時給は、都道府県別の最賃に張り付いていた。ターミナル駅構内やショッピングモールなど混雑する店舗については、多少高めの時給だったり、居酒屋や牛丼店のように業務に「調理」のスキルが含まれている場合には時給が高くなったりするが、ほぼ最賃に対して120%未満に収まっていた。最賃最高の東京

都、最賃最低の鹿児島県の最賃額と比較すると、最賃額の2割増し以内に募集時給が集中していた(図表9)。この傾向は、他の道府県すべてで見られた。マニュアル化された労働は、同じチェーン店であれば同じはずである。また、販売されている商品やサービスの価格も全国どこでも同額に揃えられている。それにもかかわらず、賃金だけが大きく異なっているのである。これは、労働者の賃金が最賃に張り付いているがために起こる現象である。地方で労働者をより安い賃金で雇うことができる全国チェーン店にとって、格差最賃は大きな利益の源泉であろう。

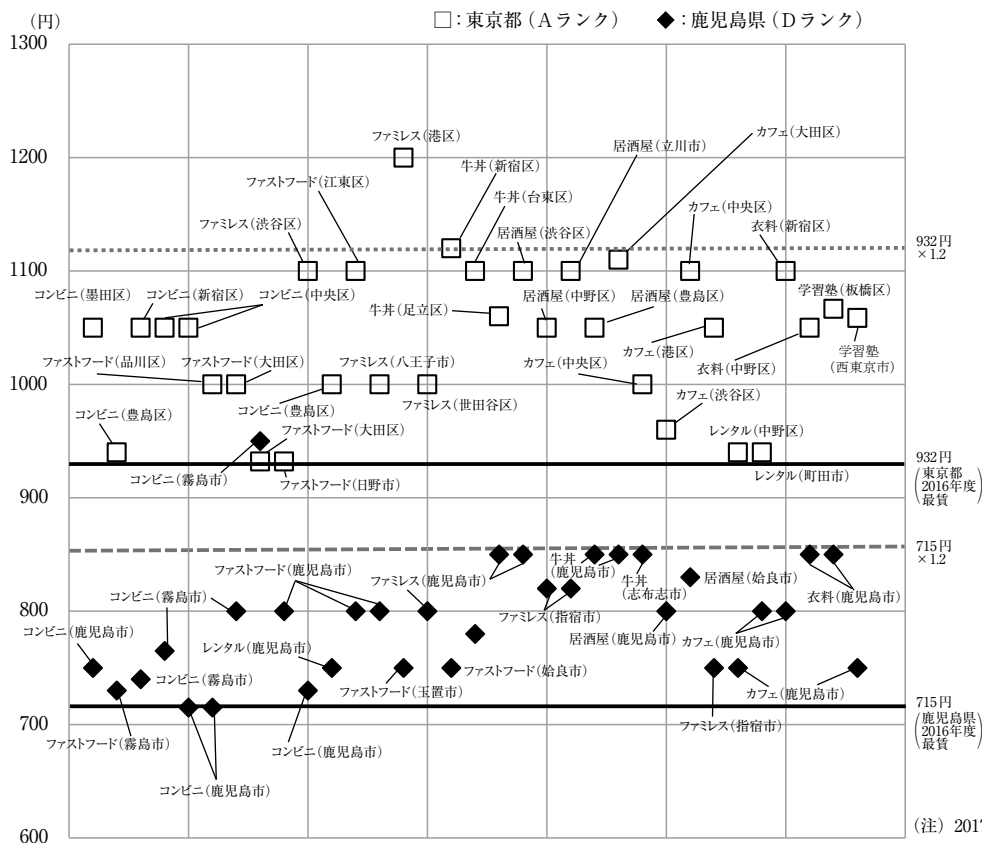
最賃がこのような不条理を生み出しているのは、非正規雇用労働者だけに限ったことではない。正規雇用労働者にも多大な影響を与えている。短時間労働者を除いた一般労働者の所定内給与の平均額を都道府県別にとってみると、格差最賃に見事にリンクしていることがわかる。図表10は、医療・福祉における一般労働者の平均賃金と最賃を都道府県別に図示したものである(棒グラフは所定内給与額、折れ線グラフは最賃額)。棒グラフの凸凹と、折れ線の凸凹とが、リンクしていることが確認できる。これは、製造業、建設業、運輸業、卸売・小売業、サービス業など全産業で共通して見られた現象であった。とくに、医療や福祉分野は、報酬が公定価格で決まっている分野である。

同じ労働であれば、同じ賃金が支払われていなければおかしいのであるが、都道府県別の格差が歴然として存在している。格差最賃が影響を及ぼしたと考えるのが自然であろう。

6 最賃問題は労働者全体の課題

もはや、最賃はパート・アルバイトなど一部の

図表9 全国チェーン店の募集時給(東京都と鹿児島県との比較)



非正雇用規労働者だけに関わる賃金ではなく、正規雇用労働者をも含めたすべての労働者の賃金に影響を及ぼしていることを認識しておく必要があるだろう。ただ、影響を及ぼすというのは、賃金の「底上げ」につながっているという意味ではなく、最賃額もしくはそれに近い金額で働く層が増えてきているという意味である。冒頭、最賃が急速に上昇するなかで、「最賃付近で働く労働者」が急増していることを指摘したが、もし賃金の「底上げ」効果があるならば、ところてん式で賃金の山が高いほうへ（右へ）移動していくはずである。ところが、そうはなっておらず、最賃付近の層が滞留しているのである。いまだに最賃が普通の暮らしをまかなえるだけの水準に達してない状態で、「最賃付近で働く労働者」が増えているのは、単純にワーキング・ブアが増大しているのであり、きわめて由々しき問題である。最賃引き上げを労働者全体に波及させるためには、最賃問題を労働者全体の問題として取り組まなければならないだろう。

また、正規雇用労働者のなかには、最賃と直結

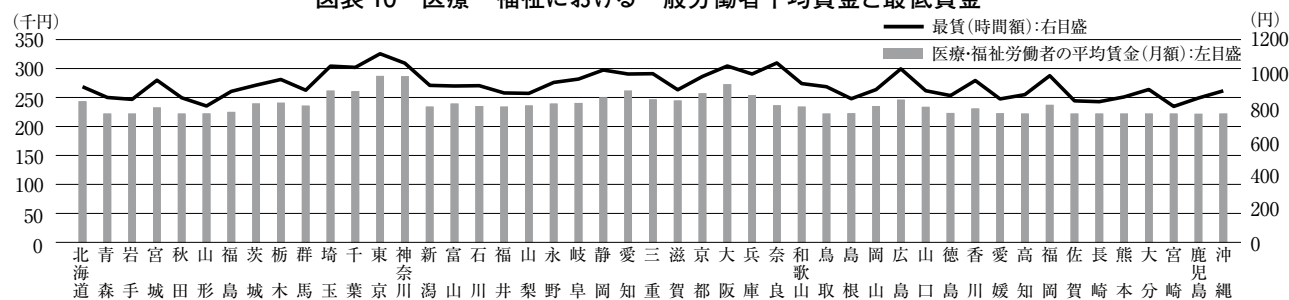
した働き方をしている労働者が増えてきている。あらかじめ契約で賃金の一部として、一定の時間とそれに対応する一定の残業代を支払ったことにする固定残業代制が導入されている労働者である。支給される賃金額を見ると、最賃には関係がなさそうだが、最賃額で賃金が設計されている。

月給 = 28万4600円 (90時間分の固定残業代を含むとする)

内訳：基本給 = 17万4000円 (≒月177時間労働×985円) + 固定残業代11万800円 (≒90時間×985円×1.25)

このように、基本給も固定残業代も最賃額をベースに賃金が設計されているのである。でも、月給28万円を超える金額を見てしまうと、なんとなく最賃とは無関係と覚えてしまう。今回は最賃額が最も高い東京都で試算したが、より最賃の県であれば、もっと低い賃金で残業をさせられるのである。昨今の「働き方改革」により残業が禁止された結果、基本給のみの支給となってしまう、生活が立ち行かなくなる事例も出てきている。これは、最賃が普通に暮らせないほどの低水準にあ

図表 10 医療・福祉における一般労働者平均賃金と最低賃金



(資料) 厚生労働省「平成30年賃金構造基本統計調査」

ることに起因する。

7 自民党最賃一元化議連の発足

ここで与党自民党の動きについて触れておきたい。今年2月、自民党は「最低賃金一元化推進議員連盟」を立ち上げた。会長の衛藤征士郎衆院議員は、議連発足に際して、「デフレを完全に脱却し、消費税率引き上げを乗り切るためにも賃金の上昇が必要だ」と、あいさつで述べている。議連発足の背景の1つには、4月から受け入れが拡大した外国人労働者が最賃の高い都市部に集中することを防ぎたいとの思惑があるようだが、これだけに限らず、日本が直面している「労働、経済及び社会上の課題を乗り切るために」議連を発足させたとしている⁵⁾。ただし、これだけでは自民党全体としての本気度を押し量ることはできない。夏の参院選に向けたアドバルーンに過ぎないとの見方もあり、実際に当初に比べるとトーンダウンしていることも確かである。しかし、これまでの動きが全くのフェイクとも言い切れないのではないか。おそらく、地方レベルでは、現行の格差の大きい最賃制度を何とかしてほしいとの要望があるのだろう。実際に、全国知事会では、政府への提言にこれまでになかった最賃に関する提言を盛り込むようになってきている⁶⁾。

筆者は、3月11日に全労連事務局次長の黒澤幸一氏らと共に議連の第4回総会（会合）に招聘され、最低生計費試算調査の結果を中心に本稿で論考した最賃制度の問題点等についてのレクチャー

を行った。出席した議員からは、「最低生計費試算調査は科学的であり、説得力がある」「コンビニで働く労働者の時給や、医療・福祉分野の労働者の賃金などの格差は、合理的に説明することは困難ではないか」等の賛同が得られた。

レクチャー後の質疑応答では、筆者からの「最低賃金審議会の審議においては、生計費に関連した資料を用いていない」との指摘に対して、臨席していた厚労省労働基準局労働課長からは、「各都道府県人事委員会が公表している世帯人員別標準生計費を用いている」との回答があった。ところが、そもそもこの標準生計費があまりにも低すぎるのである。図表11は、最低生計費試算調査の福岡市の結果と、2017年における福岡市の一人世帯の標準生計費との比較である。紙幅の関係から詳細な説明は省略するが、この標準生計費の算定根拠がブラックボックスに包まれているのである⁷⁾。ここでは詳細な算定根拠を示してほしいとの要望を行った。後日、5月22日に開催された第5回総会で、同課長から説明があったが、納得を得られる回答ではなかった模様である。

これは、一例に過ぎないが、これまでの運動や、指摘してきた最賃の問題点が、議連発足によって注目されるようになったのは、プラスとして捉えるべきだ。この好機を無駄にせず、今後もこの気運を高めるような運動が期待される。

おわりに

現在、東京で最低生計費試算調査が進められて

図表 11 福岡市の最低生計費と標準生計費の比較(2017年)

	最低生計費 (25歳男性)	福岡市標準生計費 (1人)	
消費支出	161,660	120,940	食料費～雑費Ⅱ までの合計
食費	43,686	24,380	食料費
住居費	32,000	45,840	住居関係費(45,840 円)には住居、光熱・水 道、家具・家事用品が 含まれる
水道・光熱	7,722		
家具・家事用品	3,697		
被服・履物	7,108	3,370	被服・履物費
保健医療	1,168	40,270	雑費Ⅰ(40,270円)には 保健医療、交通・通信、 教育、教養娯楽が含ま れる
交通・通信	15,613		
教養・娯楽	24,739		
その他	25,927	7,080	雑費Ⅱ(7,080円)には諸 雑費、こづかい、交際 費、仕送り金が含まれる
予備費	16,100	0	
最低生計費(税抜)	177,760	120,940	合計(再掲)

(資料)福岡県人事委員会「平成29年 福岡県の職員の給与に関する報告及び勧告」

いるところである。これまでの全国各地の調査結果を公表する際に、どうしても「穴」となっていたのが首都東京の最低生計費である。東京で調査結果を出すことは、単に47ピースのパズルの1ピースを埋めることではなく、これまでの調査結果をも活かす意味も持っている。最も生計費が高いと予想される東京の結果が、他の道府県の結果と比較されることになるからだ。より信頼のできる調査とするため、できるだけ多くのデータが集められることを期待して、結びとしたい。

(参考文献)

岩永理恵 (2011)『生活保護は最低生活をどう構想したか：保護基準と実施要領の歴史分析』ミネルヴァ書房
 金澤誠一 (2012)『最低生計費調査とナショナルミニマム』本の泉社
 木村草太 (2013)『憲法の創造力』NHK 出版新書
 中澤秀一 (2017)「最低生計費調査から見た現行最賃の問題点」『労働総研クォーターリー No105』本の泉社
 後藤道夫ほか (2018)『最低賃金1500円がつくる仕事と暮らし—「雇用破壊」を乗り越える』大月書店

- 1 都道府県ごとに見たほうが、最賃引き上げの影響が分かりやすく、後藤道夫氏は神奈川県で、それまでの「ほとんど関係のない」状態から、最賃が普通の賃金と連続するようなポピュラーな賃金に変化したことを説明している。
- 2 筆者は、2010年の「静岡県最低生計費試算調査」に関わったが、ここで採用したマーケット・バスケット方式による最低生計費試算は、もともとは金澤誠一氏が京都調査(2006年実施)、「首都圏最低生計費試算調査」(2008年実施)、「東北地方最低生計費試算調査」(2009年実施)等の諸調査で採用した試算方法である。
- 3 昭和38年4月1日社保第34号「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(第78次改正平成29年3月31日社援保発0331第10号)の問6にある「『当該地域の一般世帯との均衡を失することにならない』ことの判断基準を示されたい」に対する回答として、「『一般世帯との均衡を失することにならない』場合とは、当該物品の普及率をもって判断するものとし、具体的には、当該地域の全世帯の70%程度(利用の必要性において同様の状態にある世帯に限ってみた場合には90%程度)の普及率を基準として認定すること」とある。
- 4 憲法学者である木村草太氏は、生存権保障の在り方について3つの段階に分けて説明している。第一段階は、生命維持の要請を満たすことである。つまりは、

衣食住をはじめとする基礎的ニーズが満たされていることである。第二段階は、基礎的ニーズを満たす財・サービスが、人間らしく生きるための質を確保していることである。第三段階は、相互に支え合う人間関係により、人間の尊厳が実現していることである。

- 5 2019年5月29日に開催された議連第6回総会にて提示された「論点の整理」(案)にて、中間的な整理を行った。
- 6 2017年7月全国知事会男女共同参画プロジェクトチーム「平成30年度施策等に対する提言」の提言③非正規雇用労働者の正社員化の促進、待遇改善には、「地域間格差につながっているランク制度の見直しを図りながら、最低賃金を引き上げるとともに、これによって影響を受ける中小・小規模事業者への支援の強化」とある。また、2018年7月「女性の活躍～ウーマノミクス～加速で地方創生・日本再生」では、初めて「全国一律の最低賃金制度」に言及している。
- 7 標準生計費の算定における問題点については、拙稿「最低生計費調査から見えてきたもの」『月刊全労連2016年6月号』を参照のこと。

なかざわ しゅういち 1967年生まれ。静岡県立大学短期大学部准教授。専攻：社会保障、社会政策。これまでに全国17道府県で最低生計費試算調査の監修を担当する。近著：『最低賃金1500円がつくる仕事と暮らし—「雇用破壊」を乗り越える』(共著、大月書店、2018年)、「ひとり親世帯の自立—最低生計費調査からの考察—」『経済学論叢』第59巻(共著、中央大学経済学研究会、2019年)。他に、「座談会『最賃1500円』で暮らせる賃金・雇用をつくる」(共著、『経済』2019年3月号)、「ひとり暮らし高齢者の生活実態と最低生計費」『社会政策』(共著、ミネルヴァ書房、2018年)